

## 静岡市清水区自治会長表彰規程

第1条 次の各号に該当するものは、これを表彰する。

(1) 連合自治会長として5年以上その職にある者又はあった者。

(2) 自治会長として10年以上その職にある者又はあった者。

第2条 在職年数は中断してもその前後を通算する。

第3条 表彰は、自治会連合会長が毎年定期総会においておこなうものとする。

第4条 表彰状に額を添えて、これを表彰するものとする。

第5条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は自治会連合会長が定める。

### 附 則

この規程は昭和56年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。